

青年部規約

(昭和59年 1月26日制定)
(平成 7年 5月 9日改正)

(組 織)

第1条 本会会員のうち、年齢45歳までの若手経営者ならびに経営幹部有志をもって青年部を構成する。

(入 退 部)

第2条 青年部に入部しようとする者は、本会または青年部役員1名以上の推薦を受けなければならない。

2 部員は、満45歳に達した年度末をもって退部するものとする。

(目 的)

第3条 青年部は、本会定款に定める目的に従って法人会活動を推進するとともに、次代経営者の育成ならびに部員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 青年部の事業は、本会事業計画に基づいて実施するものとする。

(役 員)

第5条 青年部に次の役員を置く。

部 長 1 名

副 部 長 5名以内

幹 事 若 干 名

(役員を選任)

第6条 役員は、役員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第7条 部長は、青年部の業務を統括するとともに、本会の主要会議に出席し意見を反映させるものとする。

2 副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時はこれを代理する。

3 幹事は、青年部の業務を協議執行する。

(役員任期)

第8条 役員の任期は本会役員と同様2年とするが、部長の再任は認めないものとする。

(会 議)

第9条 会議は、例会および幹事会とし、部長がこれを招集する。

2 議長は部長がこれに当たり、出席者の過半数を持って議決する。

(経 費)

第10条 青年部の経費は、原則として本会会計によるものとし、必要に応じて臨時会費を徴収する。

(規約の準用)

第11条 この規約に定めなき事項については、本会定款等の規約を準用するものとする。

(規約の変更)

第12条 青年部の規約は、理事会の決議を経て変更する。

附 則 1 . この規定は昭和59年3月6日より施行する。
2 . この規定は平成7年4月1日より施行する。